

災害時対策マニュアル

目次

I 施設における地震防災対策の必要性について	3
1 防災対策の推進	3
2 期待される効果	3
(1) 自助能力の向上	3
(2) 共助能力の向上	3
II 平常時における地震防災対策	3
1 地震による被害想定	3
(1) 立地条件の確認	3
(2) 施設の被害想定	3
(3) 施設の防災対策の検討	4
2 施設（ハード面）の地震防災対策	4
(1) 落下物、家具等の転倒防止対策	4
① 備品等の対策	4
② 天井からの落下物対策	4
③ 窓ガラス等の対策	4
④ 屋外対策	エラー! ブックマークが定義されていません。
⑤ 防火対策	4
(2) 施設の耐震化の検討	エラー! ブックマークが定義されていません。
(3) 停電時への対応	4
3 施設（ソフト面）の地震防災対策	5
(1) 必需品の備蓄	5
(2) 情報収集と連絡体制の整備	5
① 被災情報収集及び職員への連絡体制	5
② 施設利用者の安否確認方法	5
③ 施設利用者の家族との連絡体制	6
④ 関係機関との緊急連絡体制	7
⑤ 被災情報の市町村への報告	8
(3) 避難経路・避難所の確認	8
(4) 職員及び施設利用者の防災知識の向上	9
(5) 防災訓練の実施	9
(6) 防災・応急対応体制の確立	9
① 職員の参集と役割分担計画の作成	9
4 その他	12
(1) 地域社会との連携	12
① 地域住民（自主防災組織、民生委員等）・ボランティア団体との交流推進及び避難協力体制の構築	12
② 第二次避難所（福祉避難所）としての指定	エラー! ブックマークが定義されていません。
(2) 社会福祉施設間等の広域的ネットワーク化	12
① 他の社会福祉施設との広域的ネットワーク化	12

② 民間企業、各種団体等との応援協定の締結	12
③ 社会福祉協議会等との連携	12
III 地震発生後の応急対策	12
1 地震発生直後の対応（地震発生から2日目までの対応）	12
(1) 応急体制の設置	12
(2) 火災の発生防止と初期消火活動の実施	12
(3) 救護活動の実施	12
(4) 施設の屋内外点検の実施	12
(5) 施設利用者の避難、安全確認	13
(6) 災害情報の収集伝達	13
(7) 県・市町村との連携	13
(8) 緊急物資等の確保	13
(9) 施設利用者の家族の安否確認	13
2 地震発生後3日目以降の対応	13
(1) 施設利用者の安全確保	13
(2) マンパワーの確保	13
(3) 緊急物資等の確保	13
(4) 施設利用者の健康管理	13
(5) 施設等の応急復旧	13
(6) 一時帰宅者及びその家族への支援	14
(7) 職員のケアの実施	14
(8) 地域に居住する在宅要援護者への支援	14

I 施設における地震防災対策の必要性について

1 防災対策の推進

社会福祉施設等を利用する様々な方が、適切なケアやサービスを安定して受けられるよう、ソフト・ハードの両面から、災害に強い施設が求められています。

日頃から、災害に備えるためにも、災害時対策マニュアルを作成し、防災対策のなお一層の推進を図ることを目的として本マニュアルを作成しています。

2 期待される効果

(1) 自助能力の向上

本マニュアルを用いて、職員への周知・教育・訓練の徹底、施設内の地震対策（非常用物資の備蓄、耐震補強・落下物対策）を行うことにより、災害時に迅速かつ適切な対応が期待でき、地震による被害を最小限に抑えることができます。

また、その後においても、より早く、適切なケアやサービスを提供できる体制を確立することが可能となります。

(2) 共助能力の向上

緊急事態には、一時期、運営基準等を逸脱する緊急対応を強いられることはやむを得ないと考えられますが、復旧活動と全国的な支援活動が充実され、地域全体の体制の建て直しが図られる中で、速やかに基準の充足が回復されるよう心がけなければなりません。

一時的な人員不足や物資欠乏によるサービス低下も起こり得ますが、このような状況下においても、生活支援の過程で事故や感染症が発生しないよう最大限の努力を払うことが必要です。

II 平常時における地震防災対策

1 地震による被害想定

(1) 立地条件の確認

本施設は甲突川下流域に位置し、洪水浸水想定区域（計画規模 0.5m～3m 未満、最大規模 3.0m～5.0m 未満）に指定されており、浸水継続時間は 12 時間未満の区域に指定されています。また、液状化危険度は高い地域に指定されています。

(2) 施設の被害想定

洪水による被害、地震による液状化現象に起因する被害が想定されます。

具体的には

①洪水による浸水被害

学習室(1F)は計画規模の洪水から、205 号室(2F)は最大規模の洪水の場合に浸水するものと想定されます。

ライフライン停止等により施設全体の運営が困難となり、支援継続は難しくなり

ます。

②液状化現象による建物傾斜・倒壊を起因とする避難の困難化

震度 5 程度から液状化現象発生の可能性が高まり、建物の傾斜・倒壊の危険性が高くなります。これに起因して、建物からの脱出が難しくなり、避難場所への移動が困難となる可能性があります。さらに、避難できなかったことにより救助を要する場合、救助が完了するまで長い時間を要する可能性もあります。

ライフライン停止等により施設全体の運営が困難となり、支援継続は難しくなります。

(3) 施設の防災対策の検討

①ハード面

落下物、家具等の転倒防止対策

②ソフト面

必需品の備蓄、情報収集及び連絡体制の整備、避難経路・避難場所の確認、地震防災訓練の実施

2 施設（ハード面）の地震防災対策

(1) 落下物、家具等の転倒防止対策

地震発生により、施設内の設備及び備品の落下や転倒、破損又は窓ガラス等の飛散により、施設利用者や職員が負傷したり、通路がふさがれたりするケースが少なくないため、対策を行います。

① 備品等の対策

・机、書類棚等の固定

※居室、共同生活室等の施設利用者や職員が多く利用する場所は、ガラスや割れ物を置かないなど、特に注意することが必要です。

② 天井からの落下物対策

・照明器具、吸音材等の取り付け状態の点検及び落下防止等

③ 窓ガラス等の対策

・網入ガラス、強化ガラス等、破損しにくいガラスの使用

・飛散防止フィルム等による補強

・窓ガラス付近にロッカー、タンス、植木鉢を置かない等

④ 防火対策

火を用いる器具やガス等、可燃性危険物等の適正な管理と地震発生時の消火等

(2) 停電時への対応

パソコン等の電子機器の使用は業務継続のために必須となりますので、非常電源を確保しておきましょう。

停電により、水道や都市ガスが止まるおそれがありますので、十分な貯水や代替燃料の確保に努めましょう。

3 施設（ソフト面）の地震防災対策

(1) 必需品の備蓄

大規模な地震が発生した場合、交通がまひし、必需品の補給が受けられないことやライフライン（水道、電気、ガス）が停止することも想定されます。

そのような状況に陥った場合でも、施設利用者へ適切なケアやサービスを確保できるよう、必需品の備蓄が必要です。

少なくとも一般的に救援が到着するまでの3日程度は施設運営が維持できる食料、水、紙おむつなどの生活用品、応急医薬品等が必要と考えられます。

また、共助の観点から外部の受入者や帰宅困難者等のために、10%程度の量を余分に備蓄することも検討しておきましょう。

○備蓄物資

情報収集・伝達	パソコン、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、タブレット、携帯電話、懐中電灯、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり2リットル、食料（1人あたり3食分）、タオルケット
衛生器具	マスク、ゴミ袋、タオル、ウェットティッシュ
医薬品	常備薬、消毒薬、絆創膏、包帯

(2) 情報収集と連絡体制の整備

① 被災情報収集及び職員への連絡体制

被災時は、別途作成している緊急連絡網を使用して職員への連絡を行ってください。

職員の出勤（参集）基準

車、自転車及び徒歩出勤が可能な者。ただし、道路等の被災状況に鑑みて出勤可能な者に限ります。

※通信が遮断されて電話連絡不可の場合

メールの送受信で対応する、SNSを代用して連絡を取る、公衆電話を使用する、災害発生時にNTTが開設する災害用伝言ダイヤル171（毎月1日には訓練利用が可能）や、各通信会社の災害用伝言版サービスを活用する等の代替手段を講じます。

② 施設利用者の安否確認方法

災害発生時に、利用者がすばる外にいる場合、送迎中の場合は、付添いの職員及び送迎担当職員各自の判断で最寄りの避難場所への移動をお願いします。

通信可能な場合は、避難完了後、速やかにすばるへ連絡をしてください。通信不可能

な場合は、通信回復後、速やかにすばるへ連絡をしてください。

③ 施設利用者の家族との連絡体制

ア地震発生時、家族と施設間の連絡方法

災害発生時は、すばるのある建物の屋上もしくは鹿児島中央高校に避難することを施設利用契約時に利用者の保護者にご説明しています。被災した場合は、必ず上記2か所のいずれかに避難を完了させてください。

通信可能な場合、通信不能の場合は通信が回復でき次第、速やかに保護者へ個別連絡を行います。

イ地震発生後、家族による一時引き取りの可能性や方法

利用者の保護者と連絡が取れた際に、引き取りが可能であるかどうかの確認をしてください。

引き取り可能である場合は、道路状況や送迎車両の状態等を総合的に考慮して、避難所まで保護者に引き取りに来ていただくか、もしくは送迎車両で送り届けるか、いずれかの対応をしてください。

ウ台風等による暴風警報・特別警報発令時の連絡方法及び引き渡し方法

【放課後の営業日（13:00~19:40）】

下記の表に従い対応します。

条件	開所/閉所の判断	保護者等への対応
13:30 時点で 「暴風警報」発令	臨時休業とし閉所	迅速に保護者へ連絡
13:30 時点で 「暴風警報」解除	通常通り開所	
13:30 以降に 「暴風警報」発令	臨時休業とし閉所	迅速に保護者へ連絡 送迎前であれば送迎中止 送迎中であれば送迎を中止 しご自宅にお送りします
ご利用中に 「暴風警報」発令	臨時休業とし閉所	迅速に保護者へ連絡 お迎えに来ていただくか、 送迎車でお送りする等速や かに安全にご帰宅いただけ るようにします

【学校休業日の営業日（9:00~16:40）】

条件	開所/閉所の判断	保護者等への対応
----	----------	----------

9:30 時点で 「暴風警報」発令	臨時休業とし閉所	迅速に保護者へ連絡
9:30 時点で 「暴風警報」解除	通常通り開所	
9:30 以降に 「暴風警報」発令	臨時休業とし閉所	迅速に保護者へ連絡 送迎前であれば送迎中止 送迎中であれば送迎を中止 しご自宅にお送りします
ご利用中に 「暴風警報」発令	臨時休業とし閉所	迅速に保護者へ連絡 お迎えに来ていただくか、 送迎車でお送りする等速や かに安全にご帰宅いただけ るようにします

【「暴風警報」以外の警報発令時】

「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等、暴風警報以外の警報が発令された場合、気象状況や交通状況等によって判断し、開所や対応に変更がある場合には迅速に保護者へ連絡します。

【「特別警報」が発令された場合】

午前 0:00 までに「特別警報」が発令された場合、原則として翌日は臨時休業とし閉所しますので、保護者へ連絡します。

④ 関係機関との緊急連絡体制

・行政機関

機関名	電話番号
鹿児島県庁	099-286-2111
鹿児島市役所	099-224-1111
日本赤十字社鹿児島県支部	099-252-0600
鹿児島地域振興局（県道について）	099-805-7323
鹿児島県国道事務所（国道について）	099-216-3111

・消防署、警察署、消防団

機関名	電話番号
消防	119
鹿児島市消防局	099-222-0119

中央消防署	099-285-0119
警察	110
鹿児島県警察本部	099-206-0110
鹿児島中央警察署	099-222-0110

・ライフライン

機関名	電話番号
九州電力送配電鹿児島配電営業所	0120-426-306（停電情報自動応答サービス） 0800-777-9449（送配電コールセンター）
鹿児島市水道局	099-257-7111
日本ガス	099-250-5119
NTT 西日本鹿児島支店	113（故障の場合） web113（外部サイトへリンク）

・医療機関

機関名	電話番号
増田クリニック	099-219-1155 （内科・心療内科・リハビリテーション科・精神科）

⑤ 被災情報の市町村への報告

すばるにおいて、地震や風水害により物的・人的被害が発生した場合は、以下の【被災状況報告書】により、所在地の市町村担当部署へ FAX 等でその都度報告を行います。

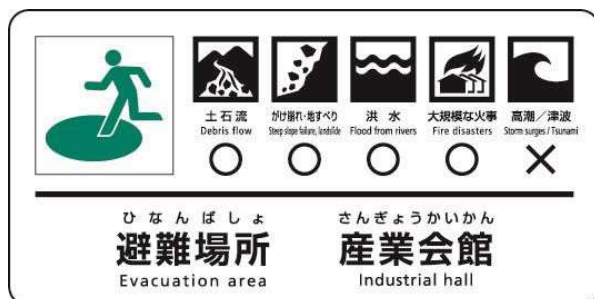
<http://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/jigyosha/kaigohisai.html>

(3) 避難経路・避難所の確認

施設の倒壊、津波や火災などに備えて、近隣の避難所とその経路を定期的に確認しましょう。確認にあたっては、避難訓練マニュアルを参照してください。

大規模地震発生後は、橋の崩落や建物の倒壊など、不測の事態に備え、二重三重の避難経路・避難場所を想定しておきましょう。

特に、津波浸水の恐れがある地域では、浸水エリア外のできるだけ遠くへ避難できるように避難経路・避難所の選定にあたっては、津波の浸水が予測される区域は必ず避けるなど慎重に行いましょう。逃げる間がない場合は、津波避難ビルや鉄筋コンクリート



(災害種別図記号による避難場所表示)



(津波避難ビルの表示)

3階以上の高い建物へ避難しましょう。

また、持ち出し品（防寒具等）の確保に時間を掛けない工夫等、迅速かつ臨機応変な避難行動ができるように、普段から津波避難対策を強化しておきましょう。

(4) 職員及び施設利用者の防災知識の向上

年に1回ずつ消防設備点検、防災設備点検、備蓄点検を行います。点検の際には、各チェックリストを活用してください。

また、防災意識向上のため、クロスロード（災害対応カードゲーム）、HUG（避難所運営ゲーム）を取り入れた防災知識向上の機会を設けます。

【防災啓発施設】

- ・鹿児島県防災研修センター（鹿児島県始良市平松 6252 番）

(5) 防災訓練の実施

年に2回避難訓練を実施します。詳細は避難訓練マニュアルを参照してください。

立退訓練以外を実施する場合には、以下の防災訓練の例を参考にしてください。

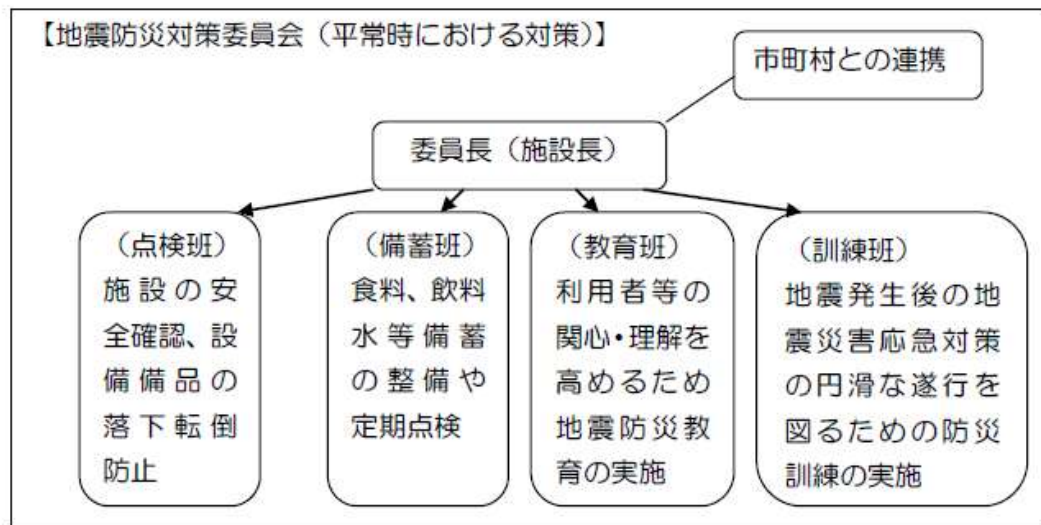
(防災訓練の例)

初期消火、炊き出し、安否確認、簡易型図上訓練（DIG）

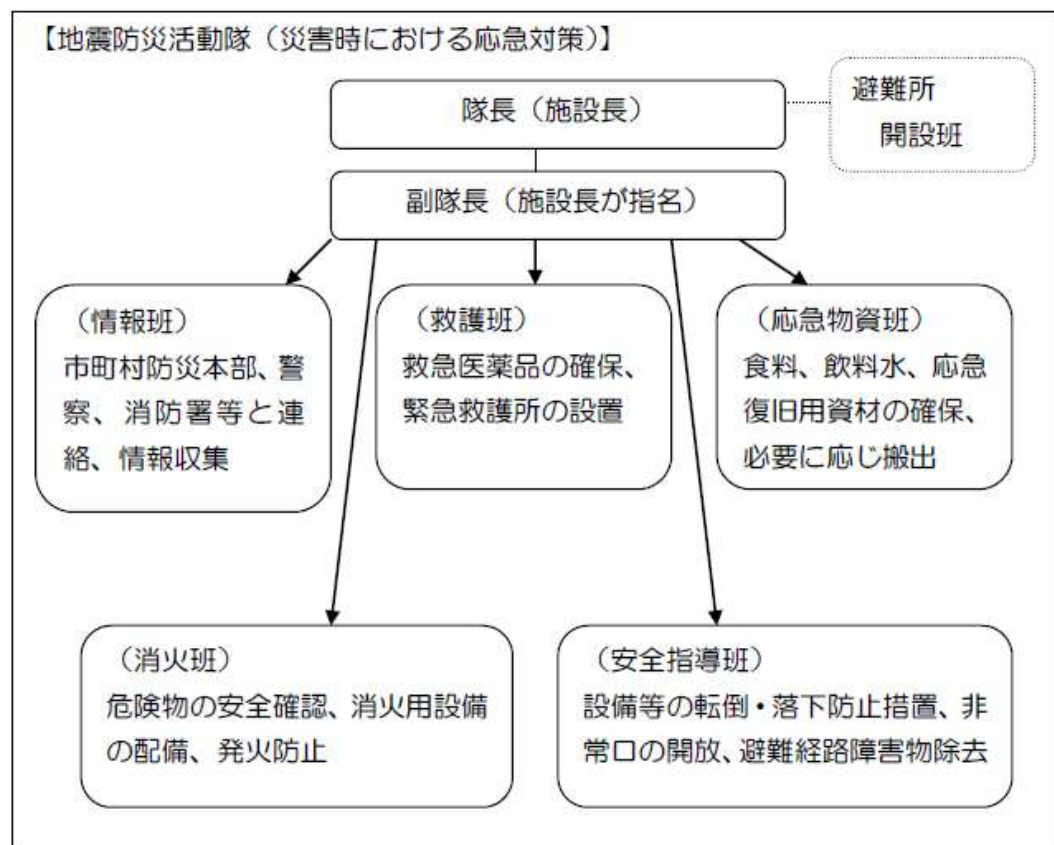
(6) 防災・応急対応体制の確立

① 職員の参集と役割分担計画の作成

ア職員の居住場所や通勤手段を考慮して、災害発生時参集可能職員の把握
イ災害発生初期における職員の役割分担計画を作成し初動体制を確立



（参考）厚生労働省で作成した地震防災応急計画作成例



※職員の参集所要時間を把握し、一定時間経過後も参集できない場合の体制も検討しておきましょう。

②台風時の防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	予想進路にすばるが含まれる場合（3日前）	台風の進路の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	予想進路にすばるが含まれる場合（2日前）	推移情報等の情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	予想進路にすばるが含まれる場合（1日前） 避難勧告（指示）等が発令されている場合は、閉所する。	施設内全体の避難誘導	情報収集伝達要員

※情報収集伝達要員の主な情報収集方法

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、気象庁等のウェブサイト 鹿児島市「安心ネットワーク119」メール（登録制）
避難情報 （避難勧告・避難指示）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット 鹿児島市 HP (http://www.city.kagoshima.lg.jp/) 鹿児島市「安心ネットワーク119」メール（登録制） 鹿児島市からの FAX
その他の情報	雨の降り方、風の強さ、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内外から目視で確認を行う

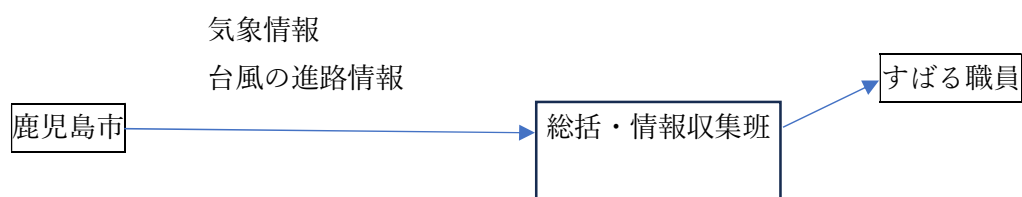
※情報収集伝達要員の主な情報伝達方法

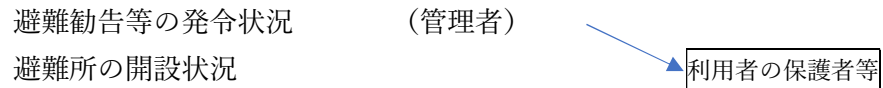
緊急連絡網を用いて気象情報等の情報を職員間で共有する。

鹿児島市への連絡先は以下の通り。

鹿児島市障害福祉課	099-216-1272 避難状況、被害状況等について
鹿児島市地域福祉課	099-216-1244 避難所の開設について

【情報伝達系統図】





4 その他

(1) 地域社会との連携

① 地域住民（自主防災組織、民生委員等）・ボランティア団体との交流推進及び避難協力体制の構築

日頃から地域住民との交流を図り、「開かれた施設づくり」を推進するとともに、災害時の避難協力体制を構築し、災害発生時に地域住民の協力を得て、多数の施設利用者の避難等を迅速に行えるように努めましょう。

(2) 社会福祉施設間等の広域的ネットワーク化

① 他の社会福祉施設との広域的ネットワーク化

施設の倒壊等により、施設利用者が他施設へ移動する必要がある場合等に、他施設等から職員の応援を求めることができるよう、他の福祉施設や事業者等との間で災害時のための応援協定等のネットワークを形成するよう努めましょう。

ネットワークの形成は、はじめに地域内の連携を進め、第2段階として各地域間の連携、そして最終的に県域外との連携を進めてください。

② 民間企業、各種団体等との応援協定の締結

各施設が単独あるいは圏域単位で、民間企業、ホテル・旅館等と大規模災害発生時の応援体制の確立などについても、可能な限り検討します。

③ 社会福祉協議会等との連携

災害時の避難協力体制の構築や施設運営支援ボランティア派遣など、災害時の連携のため、平常時から、地域の社会福祉協議会やNPO等とも連携を進めるよう努めましょう。

III 地震発生後の応急対策

施設利用者等の安全を確保するため、次に掲げる対応・活動等を迅速に行ってください。

1 地震発生直後の対応（地震発生から2日目までの対応）

(1) 応急体制の設置

(2) 火災の発生防止と初期消火活動の実施

(3) 救護活動の実施

- ・ 負傷者の応急措置
- ・ 専門的治療を要する負傷者等の病院等への搬送手配

(4) 施設の屋内外点検の実施

- ・ 火気器具・危険物の点検
- ・ 出火の有無の確認

- ・倒壊危険性の把握
- ・落下物、転倒物等の障害物の点検

(5) 施設利用者の避難、安全確認

- ・移動が可能な利用者の避難誘導（避難場所等への移動）
- ・移動が不可能な利用者の安全確保（落下物のない箇所への移動等）
- ・利用者の所在確認
- ・行方不明者の搜索
- ・二次災害発生の防止措置

(6) 災害情報の収集伝達

- ・各種災害情報の一元管理（情報の収集や発信の一元化）
- ・利用者及び利用者の家族等に対する情報提供

(7) 県・市町村との連携

- ・県・市町村からの情報収集
- ・施設の被害状況の提供
- ・避難所として整備された場合の受入体制の確立等

(8) 緊急物資等の確保

- ・緊急物資の確保（医薬品、水、毛布、照明器具、衣類、簡易トイレ等）
- ・非常食の確保、炊き出し等の実施

(9) 施設利用者の家族の安否確認

2 地震発生後3日目以降の対応

(1) 施設利用者の安全確保

- ・中長期的な避難場所（被災していない施設、損傷を受けていない建物等）の確保
- ・他施設への移送手配
- ・帰宅可能者の引き取りを家族等へ要請
- ・倒壊を免れた建物の危険度チェックの実施

(2) マンパワーの確保

- ・施設職員の確保（必要な勤務体制の確保）
- ・地域の社会福祉協議会との連携のもと、施設運営支援ボランティアの確保（ボランティアの宿舎等の確保も含む。）

(3) 緊急物資等の確保

- ・緊急物資の確保（医薬品、水、毛布、衣類等）
- ・炊き出し等の実施

(4) 施設利用者の健康管理

- ・医師等による健康相談や精神科医師等によるメンタルケア

(5) 施設等の応急復旧

- ・電話、電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧の手配
- ・破損した設備等の応急復旧の手配

(6) 一時帰宅者及びその家族への支援

- ・緊密な相互連絡
- ・支援する人材の派遣

(7) 職員のケアの実施

- ・職員の過重労働の防止やメンタルケアの実施

(8) 地域に居住する在宅要援護者への支援

- ・在宅要援護者に対する支援
- ・支援する人材の派遣
- ・避難所生活をする要援護者の緊急受け入れ